

○都城市財務規則（平成 18 年規則第 65 号）第 133 条第 1 項

（給付の検査）

第 133 条 市長は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、職員に命じ、又は施行令第 167 条の 15 第 4 項の規定による職員以外の者に委託して、当該契約に基づく給付の完了の確認をするため必要な検査をしなければならない。

- （1）契約者が給付を完了したとき。
- （2）給付の完了前に出来形部分に応じ、対価の一部を支払う必要があるとき。
- （3）物件の一部の納入があったとき、又は契約による給付の一部を使用しようとするとき。